

私たちの身近にある「食品添加物」は、さまざまな食品に使用されています。その種類や表示、安全性などについて調べてみましょう！

食品添加物のこと、くわしく知りたい！

食品添加物って何？

食品の製造の過程において、または食品の加工や保存の目的で、食品に使用するものをいいます。（食品衛生法第4条第2項）



使用する目的は？



その種類は？ 平成21年6月4日現在

指定添加物

厚生労働大臣が安全性と有効性を確認して指定した添加物 **393品目**

既存添加物

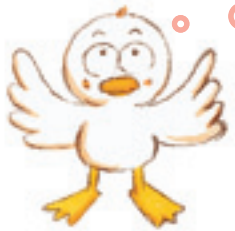
長年使用されていた実績があるものとして厚生労働大臣が認めたもの **418品目**
例) クチナシ色素など

天然香料

使用量が微量で長年の食経験で健康被害がないとして使用が認められているもの **612品目**
例) バニラ、ハッカなど

一般飲食物添加物

一般に食品として飲食に供されているもので添加物として使用されるもの **106品目**
例) オレンジ果汁を着色の目的で使用する場合など



食品添加物の表示は
どうなっているの？

加工食品は、原則として使用したすべての食品添加物の名称を、容器包装の見やすい場所に記載することになっています。

次の表示例を見てみましょう！

太字部分が「食品添加物」の表示です。丸数字は、下記の**表示方法**の丸数字を表しています。

名称：パン
原材料：小麦粉、ぶどう糖、マーガリン、プロセスチーズ、パン酵母、食塩、ショートニング、**酢酸Na①**、**乳化剤③**、**pH調整剤③**、**糊料（増粘多糖類）②**、**甘味料（ステビア）②**、**香料③**、**イーストフード③**、**ビタミンC①**

書き方にも
決まりが
あるのね。



表示方法

① 物質名で表示

食品添加物は、原則として物質名を表示することとされていますが、簡略名で表示されることもあります。

例) L-アスコルビン酸→ビタミンCまたはV.C（簡略名）

② 食品添加物の物質名とその用途を書くもの

次の8種類の用途に使われるものは、消費者の選択に役立つ情報として、その用途名と食品添加物の物質名を併せて表示されます。

例) 甘味料（ステビア）、保存料（ソルビン酸K）

8用途：甘味料、着色料、保存料、糊料（増粘剤、安定剤、ゲル化剤）、酸化防止剤、発色剤、漂白剤、防かび剤

③ 一括した名前を書くことができるもの

通常、複数の組み合わせで使われる次の14種類の用途に使われる食品添加物は、「一括名」で表示することが認められています。

14用途：イーストフード、ガムベース、かんすい、苦味料、酵素、光沢剤、香料、酸味料、チューインガム軟化剤、調味料、豆腐用凝固剤、乳化剤、pH調整剤、膨張剤

表示が免除される場合があります。

●加工助剤

食品の製造時に使用される食品添加物で、①食品の完成前に除去される場合、②その食品に通常含まれている成分で、大きく量が増加しない場合、③最終的に食品中にごくわずかな量しか残らずその食品に影響を及ぼさない場合

●キャリーオーバー

食品の製造中に使用されなくても、原材料に使用されている食品添加物が最終製品に持ち越され、その量がごく微量で効果がでない場合

●栄養強化成分

栄養強化目的で使用された場合（ビタミン類、ミネラル類、アミノ酸類など）



安全性は？

内閣府食品安全委員会が行う食品健康影響評価（リスク評価）により、食品添加物の安全性は確認されています。

リスク評価の手順



化学的性質の同定
(純度、性状、不純物)

動物実験による毒性試験
(最大無作用量)

一日摂取許容量 (ADI) の設定
(最大無作用量の1/100)

ADIを超えない使用基準の設定
(対象食品、最大使用量の制限)

安全性を調べるために、それぞれの食品添加物について各種の動物実験を行い、これらの結果から、生涯食べ続けても有害な影響が見られない最大量として「最大無作用量」を求めます。

次にこの無作用量にヒトと実験動物との感受性の違いを10倍、さらに個人の感受性の違いを10倍見込み、100倍の安全率を掛けて一日摂取許容量 (ADI) * が設定されます。

次の4通りの制限を組み合わせ、使用基準を定めています。

- ①使用できる食品の種類制限
- ②食品に対する使用量や使用濃度の制限
- ③使用目的についての制限
- ④使用方法についての制限

* 一日摂取許容量 (ADI : Acceptable Daily Intake)

人がある物質の一定量を一生にわたって食べ続けても健康への悪影響がないと考えられる一日あたりの摂取量

詳しい情報を見ることができます

さまざまな食品に使用されている食品添加物は、安全性が確認できたものだけが使用される仕組みになっています。

◎厚生労働省ホームページアドレス (食品添加物)
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syokuten/index.html>

